

## つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、商品等のうち優れたものをつくばクオリティとして認定し、その魅力を積極的に発信することにより、市内事業者及び市のイメージ向上並びに市内事業者の販路開拓及び販売促進の支援を図り、もって市の産業振興に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 市内に事業所を有する者をいう。
- (2) 商品 次のいずれかに該当する製品のうち、既に実用化されているもの（食品を除く。）をいう。
  - ア 市内事業者が製品の特徴的な部分の全てを市内の事業所で開発し、及び市内又は市外の事業所で製造しているもの
  - イ 市内事業者が製品の特徴的な部分の全てを市外の事業所で開発し、及び市内の事業所で製造しているもの
- (3) 役務 市内事業者がサービスの特徴的な部分を市内の事業所で開発し、及び市内又は市外に提供しているもののうち、既に実用化されているものをいう。
- (4) 商品等 商品又は役務をいう。
- (5) つくばクオリティ 第6条各号のいずれにも該当する商品等をいう。

### (認定の要件)

第3条 商品等について第8条第1項の規定による認定（以下「つくばクオリティの認定」という。）を受けることができる者は、市内事業者で市税の滞納がないものとする。

### (部門)

第4条 つくばクオリティの認定に係る部門は、次のとおりとする。

- (1) 一般部門
- (2) 特別部門

2 市長は、毎年度、特別部門を設けるかどうかを決定するものとする。

(認定の申請)

第5条 市長は、毎年度、つくばクオリティの認定の申請期間を定めるものとする。

2 つくばクオリティの認定の申請をしようとする者は、つくばクオリティ認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 商品等の写真、パンフレット等

(2) 商品等の性能、効果等を示す書類その他の商品等が次条第1号及び第2号、第4号(関係法令がある場合に限る。)並びに第5号(特別部門に申請する場合に限る。)に該当していることを示す書類

(3) 履歴事項全部証明書その他の市内に事業所を有することを明らかにする書類(個人にあっては、前年の確定申告書の写しその他の市内に事業所を有することを明らかにする書類)

(4) 市税の滞納がないことを証する書類

(認定の基準)

第6条 つくばクオリティの認定の基準は、次のとおりとする。

(1) 有用性が見込まれること。

(2) 独自性を有すること。

(3) 市のイメージ向上に資すること。

(4) 関係法令に違反しないこと(関係法令がある場合に限る。)

(5) 特別部門を設けた目的に資すること(特別部門に限る。)

(審査)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による申請があったときは、当該申請者が第3条に規定する要件に適合するかどうかを審査するものとする。この場合において、当該申請者が当該要件に適合するときは、当該申請に係る商品等が前条各号のいずれにも該当するかどうかを審査するものとする。

2 市長は、前項後段の規定による審査に当たっては、経済部を担当する副市長、経済部長及び当該審査に係る商品等に関係する部長等（市長公室長、つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）第2条に定める部の長（経済部長を除く。）、会計管理者、消防長、教育局長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をいう。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項後段の規定による審査に当たっては、必要に応じて有識者の意見を聴くものとする。

（認定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、申請者が第3条に規定する要件に適合し、かつ、商品等が第6条各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該商品等をつくばクオリティとして認定するものとする。

2 市長は、つくばクオリティの認定をしたときは、つくばクオリティ認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、つくばクオリティ認定書を申請者に交付するものとする。この場合において、当該通知書には、別記に掲げる事項を記載するものとする。

3 市長は、つくばクオリティの認定をしなかったときは、つくばクオリティ不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（認定品等の変更等）

第9条 商品等についてつくばクオリティの認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、つくばクオリティ認定変更・中止・廃止申出書（様式第4号）により、速やかに市長に申し出るものとする。

(1) つくばクオリティの認定を受けた商品等（以下「認定品等」という。）の名称を変更したとき。

(2) 認定品等の性能、効果等を変更したとき。

(3) 法人名若しくは代表者の氏名又は認定品等を開発し、若しくは製造している事業所の所在地を変更したとき。

(4) 認定品等の製造又は提供の中止又は廃止を決定したとき。

2 市長は、前項の規定による申出を確認したときは、つくばクオリティ認定変更・中止・廃止確認通知書（様式第5号）により当該申出者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれか該当すると認めるときは、つくばクオリティの認定を取り消すことができる。

(1) 認定品等が商品等に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な行為によりつくばクオリティの認定を受けたとき。

(3) 認定品等が第6条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(4) 商品等についてつくばクオリティの認定を受けた者が社会的に重大な責任を負う事件又は事故を起こしたとき。

(5) その他つくばクオリティの認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、つくばクオリティ認定取消通知書（様式第6号）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（報告又は調査）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、商品等についてつくばクオリティの認定を受けた者に対し、認定品等に係る事項について、報告を求め、又はつくば市職員をして実地の調査をさせるものとする。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

#### 別記

(1) 市長が次のいずれか該当すると認めるときは、つくばクオリティの認定を取り消すことがあること。

ア 認定品等が商品等に該当しなくなったとき。

イ 偽りその他不正な行為によりつくばクオリティの認定を受けたとき。

ウ 認定品等がつくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱第6条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

エ 商品等についてつくばクオリティの認定を受けた者が社会的に重大な責任を負う事件又は事故を起こしたとき。

オ その他つくばクオリティの認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

(2) つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱第10条第1項の規定による取消しにより損失が発生することがあっても、市は、その責任を負わないこと。

(3) 市長が認定品等に係る事項について、報告を求め、又はつくば市職員をして実地の調査をさせる場合は、これに応じること。

(4) その他つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱の規定を遵守すること。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所

氏名 ⑩

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

つくばクオリティ認定申請書

つくばクオリティの認定を受けたいので、つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者の概要

設立年月日			
事業所の所在地	〒 ー つくば市		
業種			
従業員数	全体 人 ・ 市内 人		
申請者の略歴等			
担当者及び連絡先	部署名		
	役職		氏名
	電話番号		FAX番号
	メールアドレス		

## 2 商品等の内容

<p><b>【部門】</b> ※ 該当する□にレ印を付してください。</p> <p>一般部門 (□商品・□役務)・特別部門 (□商品・□役務)</p>
<p><b>【名称 (フリガナ)】</b> ※ 対外的に公表する際の名称を記入してください。</p>
<p><b>【商品販売開始時期・役務提供開始時期】</b></p> <p>年 月 日</p>
<p><b>【商品販売価格・役務提供価格】</b></p>
<p><b>【概要】</b></p>
<p><b>【商品の開発・製造形態・役務の開発・提供形態】</b></p> <p>※ いずれかに○を付けてください。</p> <p>独自 ・ 他社等と共同</p>
<p><b>【取得済の知的財産権】</b> ※ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等</p> <p>権利の名称：</p> <p>取得時期・番号：</p> <p><b>【知的財産権の今後の取得計画】</b></p> <p>状況： 申請中 ・ 申請予定 ( 年 月頃) ・ 予定なし</p> <p>権利の名称：</p>

【商品の製造又は役務の提供に当たって遵守すべき法令及びその適合状況】

【商品の仕様・規格】 ※ 商品の場合のみ記入してください。

【商品を利用する際の年間維持費の見込額】

※ 商品の場合のみ記入してください。

【納期及びロット数】 ※ 商品の場合のみ記入してください。

【開発拠点】

【製造拠点】 ※ 商品の場合のみ記入してください。

【過去3年間の売上状況】			
※ 申請する商品等に係るものを記入してください。			
決算期	年 月期	年 月期	年 月期
売上数量			
売上高			
【販売実績及び導入事例】			
年	月	販売・導入先 (	)
年	月	販売・導入先 (	)
年	月	販売・導入先 (	)

### 3 商品等に対する自己評価

<p><b>【商品の開発・製造・役務の開発・提供の意図】</b></p> <p>※ 動機、目的、必要性等を記入してください。</p>
<p><b>【有用性①】</b></p> <p>※ 市民生活の利便の増進、事業経営の効率の向上への寄与等又はそれらを実現するための新しい提案や革新性について、具体的に説明してください。</p>

**【有用性②】**

※ 採用されている優れた技術、商品等の信頼性や価値、大きな魅力、将来への可能性、他の類似する商品等と比較した際の優位な点等について、具体的な数値を用いて説明してください。

**【独自性】**

※ 商品等に採用されている独自の発想や技術又は特徴的な技術や創意工夫について、具体的に説明してください。

**【つくば市のイメージ向上】**

※ 商品等の「つくばらしさ」、つくば市との地域的なつながりや関連性（開発背景、製造技術・工程等）、地域資源等の活用等及びつくばクオリティ認定後の地域活性化への寄与等（地域産業への波及効果、つくば市の知名度向上等）について説明してください。

#### 4 添付書類

- (1) 商品等の写真、パンフレット等
  - (2) 商品等の性能、効果等を示す書類その他の商品等が次のアからエまでのいずれにも該当していることを示す書類
    - ア 有用性が見込まれること。
    - イ 独自性を有すること。
    - ウ 関係法令に違反しないこと（関係法令がある場合に限る。）。
    - エ 特別部門を設けた目的に資すること（特別部門に申請する場合に限る。）。
  - (3) 履歴事項全部証明書その他の市内に事業所を有することを明らかにする書類（個人にあっては、前年の確定申告書の写しその他の市内に事業所を有することを明らかにする書類）
  - (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- ※ 提出された資料は、返却しません。

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

つくば市長

印

つくばクオリティ認定通知書

年 月 日付けで申請のあった商品等について、つくばクオリティの認定をしたので、つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 商品等の名称

2 認定番号

(別記)

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

つくば市長

印

つくばクオリティ不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった商品等について、つくばクオリティの認定をしなかったため、つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱第8条第3項の規定により通知します。

1 商品等の名称

2 不認定の理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 住所

氏名 ⑩

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

つくばクオリティ認定変更・中止・廃止申出書

つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 認定品等の名称

2 認定番号

3 申出事項

認定品等の名称の変更

（変更前）

（変更後）

認定品等の性能、効果等の変更

（変更前）

（変更後）

法人名若しくは代表者の氏名又は認定品等を開発し、若しくは製造している事業所の所在地の変更

（変更前）

（変更後）

認定品等の製造又は提供の中止又は廃止

（中止の場合） 年 月 日から中止（再開予定 年 月 日頃）

（廃止の場合） 年 月 日から廃止

※ 該当する□にレ印を付してください。

様式第5号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

つくば市長

印

つくばクオリティ認定変更・中止・廃止確認通知書

年 月 日付で申出のあった事項について確認したので、つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱第9条第2項の規定により通知します。

確認年月日	年 月 日
確認事項	
備考	

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

つくば市長

印

つくばクオリティ認定取消通知書

つくばクオリティの認定を取り消したので、つくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱第10条第2項の規定により通知します。

1 商品等の名称

2 取消しの理由